

第3号議案

令和4年度使用県立高等学校及び県立中等教育学校（後期課程）
の教科用図書採択方針について

令和4年度に県立高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）及び県立中等教育学校（後期課程）で使用する教科用図書は、下記の方針により採択するものとする。

記

- 1 本県教育の目標の具現化を目指して採択に当たること。
- 2 各学校の教育課程並びに生徒の実態に即するものとする。
- 3 各学校における教育上の種々の条件を考慮し、教科用図書の内容を十分に検討して適正を期すること。
- 4 学習内容の系統性を尊重して、継続的、発展的に学習できるように配慮すること。
- 5 採択に当たっては、公正確保に特に留意すること。

令和3年5月24日提出

茨城県教育委員会教育長 小泉 元伸

（提案理由）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、県教育委員会が県立高等学校及び県立中等教育学校（後期課程）で使用する教科用図書を採択するための方針を決定しようとするものである。

県立学校における教科書の採択について

1 教科書の使用義務

○学校教育法第34条

小学校においては、文部科学省の検定を経た教科書（文部科学省検定済教科書）と、文部科学省が著作の名義を有する教科書（文部科学省著作教科書）を使用しなければならない。

※中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校は、同法各章の準用規定により準用。

2 教科書の採択権限

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条

教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

6 教科書その他の教材の取扱いに関すること。

〈市町村立小・中学校〉・・・市町村教育委員会

〈県立学校〉……………県教育委員会

3 教科書の採択について

〈県立高等学校、県立特別支援学校、県立中学校、及び県立中等教育学校の場合〉

○公立の中学校のうち、県立中学校、県立中等教育学校(前期課程)については、学校ごとに採択を行う。

※義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第3項による。

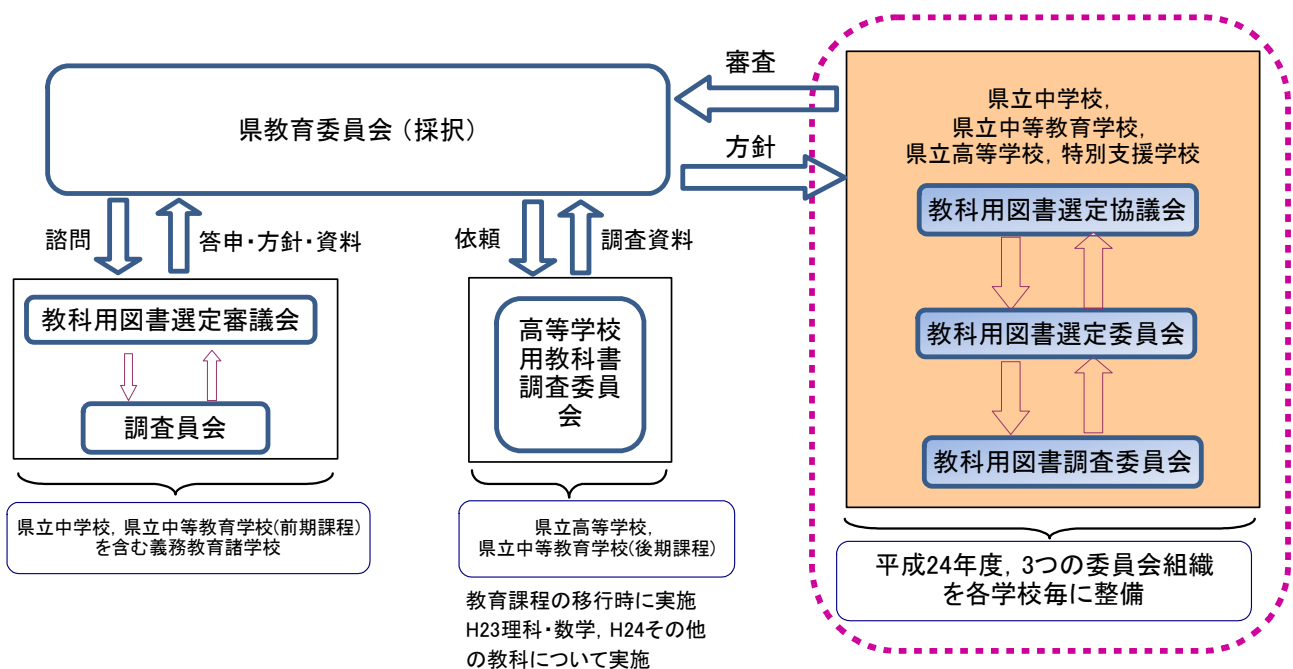
○公立の高等学校、県立特別支援学校についても学校ごとに行う。

4 平成23年度の自民党勉強会以降に改善・変更をおこなった点（下図網掛け部分）

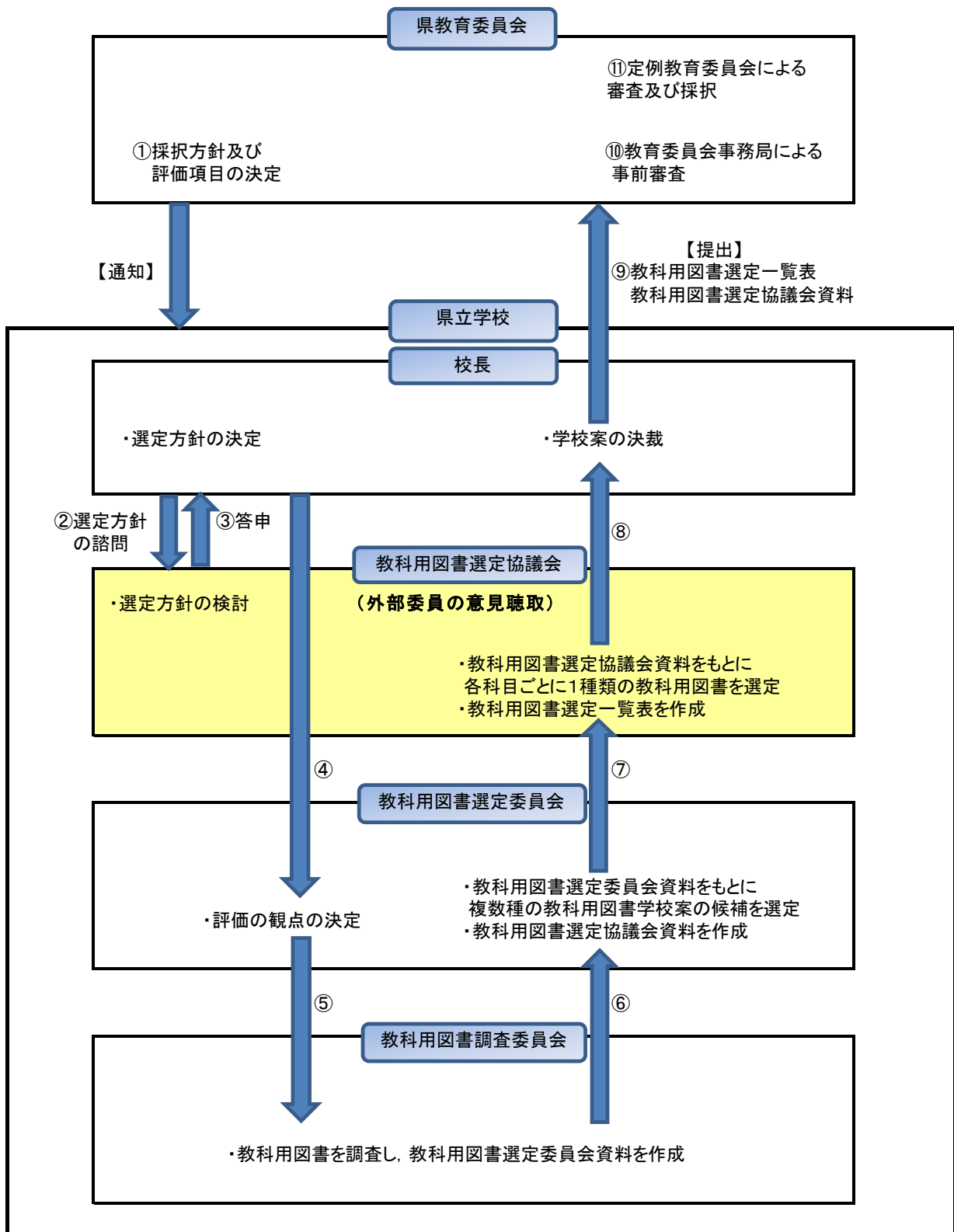
(1) 外部委員が参加する「教科用図書選定協議会」の設置による透明性の確保

(2) 選定業務に係る作成資料の様式変更

(3) 「茨城県立学校教科用図書選定の手引」の作成及び学校での活用



教科用図書採択の流れ



①～⑪は作業手順を示す番号である。また、「茨城県立学校教科用図書選定の手引」を随時活用する。

上記太枠は、採択方針決定後の各学校における選定の流れ。

【別記】検定・採択の周期

学校種別等区分		年度(西暦)										
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	
小学校	検定	◎			◆	◎	◎				◎	
	採択		△			▲	△	△				
	使用開始			○			●	○	○			
中学校	検定		◎			◆	◎	◎				
	採択			△			▲	△	△			
	使用開始				○			●	○	○		
高等学校	主として 低学年用	検定			◎				◎	◎		
		採択				△				△	△	
		使用開始	○								○	○
	主として 中学年用	検定				◎				◎	◎	
		採択	△				△				△	△
		使用開始		○				○				○
	主として 高学年用	検定	◎				◎				◎	◎
		採択		△				△				△
		使用開始			○				○			

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと）

◆：「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を，中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を，高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 太線以降は，学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

※ 小学校における平成30年度，中学校における平成31年度においては，「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

県立高等学校等入学者選抜採点誤りに関する
再発防止・改善策

令和3年5月
茨城県教育委員会

はじめに

令和3年度県立高等学校入学者選抜学力検査において、採点誤りにより、合格とすべきところ不合格としていた事案が判明したことを受け、令和2年度及び令和3年度に実施した県立高等学校、中学校及び中等教育学校の入学者選抜にかかる学力検査及び適性検査について、一斉点検を実施しました。

その結果、2か年で、学力検査及び適性検査を実施した学校のうち78校988件の採点誤りが見つかри、4名の受検者を本来合格とすべきところを不合格としていたことも明らかになりました。

この事態を重く受け止め、学識経験者等の第三者で構成する県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会を設置し、4月8日より議論が進められ、4月26日に、再発防止に向けた5つの改善策、及び関係者の責任の在り方についての提言をいただきました。

この度、これらの提言内容と学校などからの意見を踏まえ、「県立高等学校等入学者選抜採点誤りに関する再発防止・改善策」を策定しました。

今後、この再発防止・改善策の周知徹底を図り、具体的な取組を着実に実行していくことで、大きく損なわれた県民の皆様からの信頼の回復に努めてまいります。

令和3年5月24日
茨城県教育委員会

【目次】

1 採点誤りの概要

2 採点誤りの要因（課題分析）

3 これまでの取組

4 再発防止・改善策

(1) 【改善策1】現場主導の自律的な改善行動の促進

ア 提言内容

イ 再発防止・改善策

(2) 【改善策2】採点基準の作成に対する県教育委員会の関与

ア 提言内容

イ 再発防止・改善策

(3) 【改善策3】採点システム等の見直し

ア 提言内容

イ 再発防止・改善策

《2系統ペアでの採点システムの基本的な考え方》

《解答用紙レイアウトの基本的な考え方》

《得点入力エクセル集計表の基本的な考え方》

《採点環境（採点場所）の基本的な考え方》

(4) 【改善策4】受検者への採点結果の提供

ア 提言内容

イ 再発防止・改善策

(5) 【改善策5】採点業務の日程の見直し

ア 提言内容

イ 再発防止・改善策

《県立高等学校入学者選抜日程》

《県立中学校・中等教育学校入学者選抜日程》

5 その他

(1) 解答用紙の誤廃棄への対応

(2) 入学者選抜後の検証

(3) 今後のスケジュール

1 採点誤りの概要

県立高等学校学力検査の採点誤りの件数について、令和3年度は53校496件であり、合否への影響があった件数は3件であった。

また、令和2年度は58校457件であり、合否への影響があった学校はなかったが、答案の誤廃棄が11校あった。

県立中学校・中等教育学校の適性検査の採点誤りの件数は、令和3年度は7校21件であり、合否への影響はなかった。

また、令和2年度は5校14件であり、合否への影響があった学校が1校あり、答案の誤廃棄はなかった。

種類	学力検査(高等学校)		適性検査(中学校等)	
	R3: 93校	R2: 93校	R3: 11校	R2: 8校
年度: 学校数	R3: 93校	R2: 93校	R3: 11校	R2: 8校
誤りの件数	53校496件	58校457件	7校21件	5校14件
	総計69校953件		総計9校35件	
合否への影響	3件	なし	なし	1件
答案誤廃棄	—	11校	—	なし

2 採点誤りの要因(課題分析)

再点検や関係者への聞き取りの結果から、調査改善委員会が課題分析を行い、採点誤りの要因を以下のように整理した。

集中力の欠如・採点に臨む心構え
<ul style="list-style-type: none"> ○ 先入観・思い込みによる勘違い、見落とし、判断ミス ○ 認知力、注意力の低下 ○ 採点要領の不備 ○ 研修会の実施効果の検証の必要性
体制・整備
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教育委員会としての採点基準の不統一による弊害 ○ 採点する教員の構成による要因 ○ 監督責任者と採点教員の認識の齟齬 ○ 採点の見直しを可能とする日程の確保 ○ 組織間のコミュニケーション不足
問題・出題方法
<ul style="list-style-type: none"> ○ 長文記述の部分点の採点基準作成(学校裁量)の難しさ
解答用紙
<ul style="list-style-type: none"> ○ 解答用紙のレイアウト見直しの必要性

3 これまでの取組

県教育委員会は、採点誤りの要因を調査・究明し、具体的な再発防止・改善策などについて検討を行う必要があると判断し、解決に向けた提言を求めるため、学識経験者等6名から成る県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会の設置を令和3年3月末に決定した。調査改善委員会は、計4回の会議を開催し、採点誤りの要因を調査した上で、改善の方向性をとりまとめ、4月26日（月）に県教育委員会教育長に手交した。

その後、県教育委員会は、文教警察委員会や県立高等学校長会議において、調査改善委員会の協議内容及び提言内容について報告を行い、再発防止・改善策について意見を求め検討を行ってきた。

さらに、県教育委員会として作業部会（県立高等学校等教職員と教育委員会事務局職員で構成）を設置し、学校現場の状況把握に努めるとともに、採点業務を詳細に定める採点マニュアルの検討を開始した。

県立高等学校等入学者選抜調査改善委員会

第1回 4月8日（木）

- 採点誤りの概要 ○ 本県の入学者選抜の概要、採点要領
- 参考人聴取（前緑岡高校長、古河中等教育学校長）

第2回 4月15日（木）

- 採点誤りのあった校長、教員への聞き取り結果
- 他県の採点状況（東京都、神奈川県）
- 課題改善の方向性（論点）整理

第3回 4月22日（木）

- 課題・改善の方向性の具体的なイメージ

第4回 4月26日（月）

- 再発防止・改善策、関係者の責任の在り方についての提言

提言後の取組

4月27日（火）文教警察委員会及び県教育委員会

- 調査改善委員会の協議内容及び提言内容の説明

5月6日（木）県立学校長会議

- 調査改善委員会の協議内容及び提言内容の説明
- ※県立学校長会議による意見集約⇒5月12日（水）

5月11日（火）文教警察委員会視察

- 太田第一高、水戸第三高（採点誤りに係る意見交換）

5月13日（木）文教警察委員会

- 再発防止・改善策の概要説明

※採点マニュアル作成委員会

20人（校長、副校長、教頭、事務長、教諭、高校教育課職員等）

- ① 5月12日（水）、② 5月19日（水）

4 再発防止・改善策

この再発防止・改善策は、調査改善委員会において改善策の整理事項として示された相互に影響し合う2つの要素、「採点業務に当たる教員側の認識などの問題に関する部分」【改善策1】と、「採点業務を巡る制度的・環境的な問題に関する部分」【改善策2】から【改善策5】の提言内容を踏まえ策定した。

採点業務に当たる教員側の認識などの問題に関する部分

(1) 【改善策1】現場主導の自律的な改善行動の促進

ア 提言内容

- 県教育委員会と学校現場、各学校間など、それぞれの組織間の改善を目指した意見交換のフィードバックが有効に働く仕組みを確立し、入学者選抜に関わる全ての組織が共通認識を持って行動していく必要がある。
- 教員が直接に声を出し、意見交換する場を設け、その意見を県教育委員会が吸い上げ、幅広く共有する仕組みが必要である。
- 学校現場の状況を十分に反映した採点マニュアルを作成したうえで、研修や意見交換などを通して周知徹底を図っていく必要がある。
- 採点誤りを防ぐための学校現場でのマネジメントが有効に機能していく体制を確立していく必要がある。

イ 再発防止・改善策

学校現場の意見を踏まえた採点マニュアルの作成と研修
○ 採点マニュアル（採点マニュアル作成委員会設置） ⇒ 実効性の高い改善策とするためのシミュレーションを実施
○ 研修 ⇒ すべての教職員がマニュアルを理解するために実施
管理職、新任職員など役職別等の研修の重点実施
○ 役職や年齢等に応じた研修の設定 ⇒ 管理職（校長会、教頭会）、教員（教育課程研究協議会） 初任者（初任者研修） など
○ 校内研修の実施 ⇒ シミュレーション
学校間のミス防止に向けた教員の意見交換会の設定
○ エリア別（改革プランで示したエリア）意見交換会の実施 ⇒ 改善意見等を集約しフィードバック

教員が改善意見を直接県教育委員会に提出することができる「(仮称)改善目安箱」の設置と提言を反映させるフィードバックサイクル構築

- 教育情報ネットワークのアンケート機能の活用
⇒ 意見集約の仕組みを確立

採点業務を巡る制度的・環境的な問題に関する部分

(2) 【改善策2】採点基準の作成に対する県教育委員会の関与

ア 提言内容

- 採点基準については、県教育委員会が、出題意図を明示した上で、部分点の付与の仕方を含む具体的でより詳細な基準を作成し、提示する必要がある。
- 県教育委員会が作成した採点基準では対応できない事案が発生した際のバックアップ体制を確立しておく必要がある。

イ 再発防止・改善策

採点に係る県教育委員会からの提示

- 出題意図の明確化
- 標準解答の提示
- 部分点等詳細な基準の提示

採点基準で対応できない事案への対応

- 県教育委員会内のチームによるバックアップ体制の確立
⇒ 採点日・検証日の対応
学校からの問い合わせへの対応、内容により全校へフィードバック

(3) 【改善策3】採点システム等の見直し

ア 提言内容

- 解答用紙と解答用紙の写しとの2系統のペアで採点を実施した採点システムを確立する必要がある。その際には出題形式などを踏まえた柔軟な系統の設定を検討する必要がある、人手と機械をミックスした効率的な運用(OCR、OMR等、一部自動化のすみやかな導入を含む。)を検討する必要がある。
- 採点翌日に受検者全員対象の検証日を設定する必要がある。
- 判定会議の前にボーダー受検者に対しての点検日を設定する必要がある。

- 上記の検証・点検を新たに設定し、3重の採点システムを構築するものとする。
- 学校現場の時間管理・労力管理を検証（待ち時間のシミュレーション含む）した上で実施する必要がある。
- 採点における人材確保については、現行の教員のみ体制を見直し、非常勤講師、事務職員等を含めた体制を検討する必要がある。その際には、学校内だけでなく外部（教員OB等）の人材活用を図るなど柔軟な対応を検討することが必要である。
- 採点における選択式問題と記述式問題の分離、受検者・採点者によって見やすい解答用紙の工夫、チェック欄の創設など、採点プロセスと解答用紙の両面で誤りを誘発しない工夫を講じていくことが必要である。

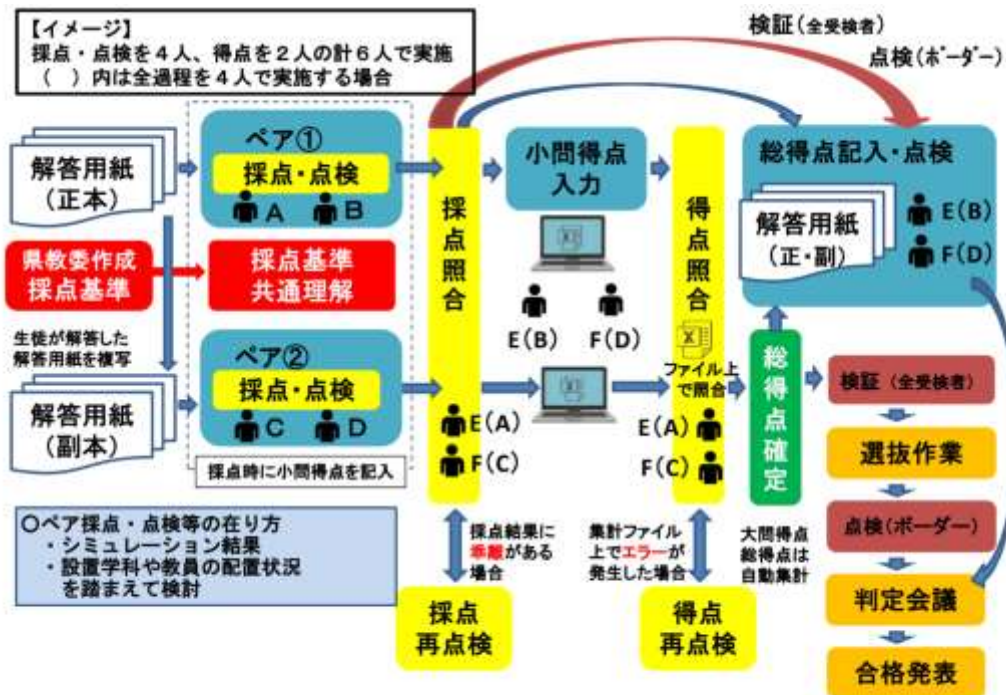
イ 再発防止・改善策

2系統のペアでの採点システムの構築 ※1、※2
<ul style="list-style-type: none"> ○ 解答用紙を「正本」、解答用紙の写しを「副本」とする。 ○ 「正本」2人、「副本」2人で採点・点検 ○ 採点・点検した「正本」と「副本」を2人で照合 ○ 得点は、PCのエクセルシートに入力、結果を2人で照合 ○ 総得点が確定したら「正本」と「副本」に記入
検証日の設定
○ 採点日翌日に受検者全員分を対象として検証を実施
点検日の設定
○ 判定会議前日にボーダーラインの受検者分を対象として点検を実施

⇒ 3重の採点システムを構築

解答用紙のレイアウト ※3
○ 採点欄、得点欄、照合欄等の設定
採点環境
<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則複数会場にするなど採点環境の検討 ○ 採点時間に対する休憩時間の確保
今後の検討課題
<ul style="list-style-type: none"> ○ 人手と機械をミックスした運用 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ OCRによる得点の読み取り作業などを検証 将来的なC B T等の活用について研究

《2系統ペアでの採点システムの基本的な考え方》※1



《得点入力エクセル集計表の基本的な考え方》※2

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	AN
1	学力検査入力シート 社会											
2												
3	1											
4	受検番号	1			2		3				得点	
5		(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(3)①	(3)②		(4)
6	1											
7	2											
8	3											
9	4											
10	5											
11	6											
12	7											

〔省略〕

《解答用紙レイアウトの基本的な考え方》※3

現行  改善



(4) 【改善策4】受検者への採点結果の提供

ア 提言内容

- 合格発表後、不合格者全員に解答用紙の写しを交付することが必要である。
- 交付方法については、合格者の発表後、速やかに受検者に届く方法を検討する必要がある。

イ 再発防止・改善策

採点結果の提供

- 不合格者に対し、合格者の発表後速やかに解答用紙の写しを交付
 ⇒ 不合格者への交付は簡易書留等による自宅への郵送とする。
 - ・ 県立高等学校は、合格者の発表日に発送
 - ・ 県立中学校・中等教育学校は、合格者の発表日翌日に発送
- 合格者には、入学後、在籍校において希望者に解答用紙の写しを交付

(5) 【改善策5】採点業務の日程の見直し

ア 提言内容

- 入学者選抜全体の日程は現行制度における範囲内で対応することとするが、細部については、改善する新たな採点システムを踏まえた見直しを検討していく必要がある。
- 必要に応じて、土日に採点業務を行う場合の勤務については、原則週休日の振替などでの対応とする。

イ 再発防止・改善策

県立高等学校入学者選抜 ※4

○【現行制度における日程の範囲内で対応】

- ・採点日：学校裁量1日～2.5日
- ・検証日：原則採点日翌日、学校裁量0.5日～1.5日
- ・点検日：判定会議前に設定
- ・土日勤務：原則、振替対応

県立中学校・中等教育学校入学者選抜 ※5

○【現行制度における日程の範囲内で対応】

- ・採点日：学校裁量1日～2.5日
- ・検証日：原則採点日翌日、学校裁量0.5日～1.5日
- ・点検日：判定会議前に設定
- ・土日勤務：原則、振替対応

《令和4年度県立高等学校入学者選抜日程》※4

月	3月																
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点			採点	資料	→		判定						
改善イメージ	卒業式		学力検査	特色					追検査	追検査				合格発表	二次出願	二次出願	
		問題配付		採点	採点	採点	検証	検証	資料	→	点検	判定		交付			
			休業	休業			休業				休業						

- ・日程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
- ・採点日（生徒休業日）⇒ 学校裁量1日～2.5日、土日は振替対応
- ・検証日（生徒休業日）⇒ 学校裁量0.5日～1.5日、土日は振替対応
- ・点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
- ・交付・・・解答用紙写し交付（不合格者のみ）

《令和4年度県立中学校・中等教育学校入学者選抜日程》※5

月	1月																
日	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
曜	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
予定				問配 題付	適性 検査											合 格 表	
						採 点	採 点	資 料	→						判 定		
改善				問配 題付	適性 検査											合 格 表	
						採 点	採 点 証	検 証	資 料	→				点 検	判 定		交 付
								休 業							休 業		

→ 21日・24日が入学確約書提出

- ・日 程・・・現行制度における日程の範囲内で対応（R4年度は公表済）
- ・採点日（生徒休業日）⇒ 学校裁量1日～2日、土日は振替対応
- ・検証日（生徒休業日）⇒ 学校裁量0.5日～1.5日、土日は振替対応
- ・点検日・・・判定会議前に、新たに点検日を設定
- ・交 付・・・解答用紙写し交付（不合格者のみ）

5 その他

（1）解答用紙の誤廃棄への対応

解答用紙の保存については、平成7年5月10日付け教二第157号「入学者選抜に係る表簿等の保存期間について」の通知において次のように規定している。

- 入学者の選抜に関する表簿 ⇒ 保存期間5年
- 入学者の選抜に関する表簿に準ずる資料 ⇒ 保存期間1年
（調査書、解答用紙等）

※ 但し、保存期間の起算日は、入学者選抜に係る合格者の発表日の属する年度の翌年度の4月1日とする。

【今後の対応】

- 解答用紙の保存期間はこれまでの規定通り1年とするが、受検者が自らの解答を確認する機会を担保するため、不合格者に対しては合格者の発表後速やかに解答用紙の写しを交付、合格者には入学後に希望者に交付する。

なお、保存方法及び保存期間については、現状の課題等を整理し、様々な視点から研究していく。

- 保存期間について、入学者選抜事務処理要領に年月日の具体を明示することにより、誤廃棄防止の徹底を図る。

(2) 入学者選抜終了後の検証

今回、県教育委員会が策定した「再発防止・改善策」について、令和4年度入学者選抜合格者の発表後、入学までの間に検証を行い、誤りがなかったことを明らかにする。

検証方法等については、今後、詳細な採点マニュアルを検討する中で具体化し、採点マニュアルに示すこととする。

(3) 今後のスケジュール（予定）

月	県教育委員会	学校
6	○再発防止・改善策周知	○再発防止・改善策周知
7	○採点シミュレーション実施	
8	【マニュアル】採点マニュアル策定	○校内採点マニュアル策定
8	【研修等】	○入学者選抜委員会
9	管理職：校長会、教頭会など	(中学・中等教育学校)
	教員：教育課程研究協議会など	○採点シミュレーション①
	初任者：初任者研修	(中学・中等教育学校)
	入学者選抜実施要項等説明会	⇒ 結果による調整
	(中学・中等教育学校)	
	エリア別意見交換会	
10	○入学者選抜実施細則等説明会 (高校)	○入学者選抜委員会 (高校)
11	○入学者選抜事務処理要領説明会 (高校)	○採点シミュレーション① (高校)
	○入学者選抜注意事項等説明会 (中学・中等教育学校)	⇒ 結果による調整
12		○採点シミュレーション② (中学・中等教育学校)
		⇒ 最終確認
1	中学・中等教育学校選抜検査 ○選抜検査実施後速やかに検証 ・実施校からの意見集約 ・次年度に向けた検討	○検証・意見集約
2	○入学者選抜県立高等学校長会議	○採点シミュレーション② (高校)
		⇒ 最終確認
3	高等学校学力検査 ○学力検査実施後速やかに検証 ・実施校からの意見集約 ・次年度に向けた検討	○検証・意見集約